

# 瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に加え、化学肥料原料の国際価格の上昇及び国内肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、愛知県肥料価格高騰対策支援金交付等要綱(令和4年1月1日制定。以下「県要綱」という。)に基づく支援制度を活用し、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分への支援として、予算の範囲内において瀬戸市肥料価格高騰対策支援金(以下「市支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

## (対象事業者)

第2条 市支援金の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号の全てに該当する個人又は法人とする。

- (1) 瀬戸市内(以下「市内」という。)に居住し市内で農業生産を営む農業者又は市内に事業所を置き市内で農業生産を営む法人であること。
- (2) 県要綱第1に規定する愛知県肥料価格高騰対策支援金(以下「県支援金」という。)の交付を受けていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団等と密接な関係を有するものでないこと。

## (対象となる肥料)

第3条 市支援金の対象となる肥料は、県支援金の交付を受けた肥料とする。

## (支援金の交付額)

第4条 市支援金の交付額は、対象事業者が交付を受けた県支援金の額相当額(県支援金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、上限及び交付回数は別表のとおりとする。

## (交付申請)

第5条 市支援金の交付を受けようとする対象事業者は、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長へ提出するものとする。

- (1) 直近の確定申告書など市内で農業生産を行っていることが分かる書類
- (2) 振込先口座が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## (交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、市支援金を交付すべきと認めたときは、市支援金の交付を決定するとともに、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付決定等通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）に対して、市支援金を交付する。

2 市支援金は、交付事業者が指定した口座への振込により交付する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、市支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 県支援金の交付の決定が取り消されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（第3号様式）により、当該交付事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により市支援金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に市支援金が交付されているときは、当該取消しを行った交付事業者に当該市支援金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還命令は、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金返還命令書（第4号様式）により行うものとする。

3 前項の命令書を受けた交付事業者は、市長が定める返還期限までに当該市支援金の一部又は全部を返還しなければならない。

4 前項の場合において、返還期限までに当該支援金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を加えて返還しなければならない。

5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する遅延利息を免除することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	交付上限	交付回数
秋用肥料	5万円	1回

第1号様式（第5条関係）

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該支援金申請に当たり、市税の納付状況を瀬戸市が確認することに同意します。

記

- 1 交付対象要件に該当することの確認事項（すべての□にチェックが必要です）
- 市内に居住し又は事業所を置き、市内で農業を営み農産物を販売しています。
  - 愛知県肥料価格高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）の交付を受けています。
  - 市税の滞納をしていません。
  - 裏面の「誓約事項」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

- 2 申請者が購入した支援金対象肥料の額（県支援金で申請した当年肥料費の額）

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 申請者が交付を受けた県支援金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 4 支援金申請額（県支援金の額から100円未満の端数を切り捨てた額。上限5万円を超える場合は、5万円）

金 \_\_\_\_\_ 円

（表）

## 5 振込先

金融機関名	農 協 銀 行 金 庫 支店
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※「申請者」と「口座名義人（フリガナ）」は同一人としてください。

### 誓約書

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合、又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金（以下「市支援金」という。）の交付申請を取り下げます。また、市支援金受給後に発覚した場合は、支援金を返還します。
- 2 市支援金の交付申請に当たって提出した書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 3 市税の納付状況の確認について同意します。
- 4 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員）ではありません。
- 5 暴力団又は暴力団員と密接な関係は有していません。

### 「個人情報の取扱いについて」

肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

### 添付書類一覧

申請には下記の書類の添付が必要です。書類の添付と共に□にチェックをしてください。

- 振込先口座の通帳の写し（「金融機関名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。ネットバンキングの場合はそれらの内容が確認できる画面の写し。）
- 直近の確定申告書の写しなど市内で農業生産を行っていることが分かる書類

（裏）

第2号様式（第6条関係）

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付決定等通知書

瀬産第 号  
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 ㊟

年 月 日付で申請があった、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金について、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により交付することを決定し、下記のとおり確定額を通知します。

記

1 支援金確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

第3号様式（第8条関係）

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

瀬産第 号  
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 印

年 月 日付け 瀬産第 号で補助金の交付決定を通知した瀬戸市肥料価格高騰対策支援金については、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

1 取り消す支援金額

金 円

2 取消し理由

第4号様式（第9条関係）

瀬戸市肥料価格高騰対策支援金返還命令書

瀬産第 号  
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 印

年 月 日付け 瀬産第 号で交付決定の取消しを通知した瀬戸市肥料価格高騰対策支援金については、瀬戸市肥料価格高騰対策支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 返還期限

令和 年 月 日まで

3 返還を命ずる理由

4 返還方法